

ボ ッ プ 令和8年度 新BOP学童クラブ 児童募集案内

世田谷区では、全区立小学校内で「新BOP事業」を実施し、放課後の自由な遊び場である「BOP」と、放課後に児童の成育支援を行う「新BOP学童クラブ」を一体的に運営しています。(BOPと新BOP学童クラブの違いについては、7ページをご覧ください。)



■令和8年度 4月入会一斉受付について

受付期間 ※申請内容を 確認しますので、 時間に余裕を持っ てお越しください	令和7年12月4日(木)～11日(木)〔7日(日)を除く〕 9:35～18:00 (各新 BOP 窓口) ・現在入会中の方も、令和8年度に継続して入会を希望する場合は、今回の一斉受付期間中に入会の申請手続きを行ってください(年度ごとの申請が必要です)。 ・一斉受付期間後に入会申請書の新BOPに持参する場合は、事前に学童クラブにお電話のうえ、お越しください(受付を行う職員が不在にしている場合があります)。 ・一斉受付でご提出いただいた書類は、4月入会でのみ有効です。事情により入会希望日が5月以降に変更となる場合、再度書類をご提出いただく必要があります。
申請方法 ※オンライン申請の 詳細は、 2ページを ご覧ください	★新規入会の方 ⇒ 原則、入会申請書の新BOPへ直接提出 ・お子様を安全にお預かりするために、お子様の成長や発達状況を職員が直接確認する場合があります。このため持参をお願いしています。 ・入会申請書に必要書類を添えて、入会を希望する(就学予定校の)学童クラブへ保護者の方が持参して直接提出してください。 ・遠方在住等、特別な事情により持参が困難な方については、新規入会の方でもオンライン申請が可能です。 ★継続利用・再入会の方 ⇒ オンライン申請 または入会申請書の新BOPへ直接提出 ・昨年度から、継続利用・再入会の方のオンライン申請が可能になりました。
決定通知	★一斉受付期間内に申請された方 ⇒ 令和8年2月末に発送予定 ★一斉受付期間後に申請された方 ⇒ 令和8年2月末以降、随時発送 ・入会が決定した方を対象に、各学童クラブで3月中に入会説明会を行います。

～民設民営放課後児童クラブ(小学校外)について～

令和6年4月1日から、新BOP学童クラブの登録人数が多い小学校の児童を優先的に受け入れる民設民営放課後児童クラブを開設しています。民設民営放課後児童クラブが整備されている小学校に通学している、もしくは就学予定の児童に関しましては、こちらへの入会もご検討ください。

詳細は9ページ～10ページ(民設民営放課後児童クラブについて)をご覧ください。

■令和8年5月以降の入会について

受付開始日	入会を希望する月の、2か月前の同日から
受付期間	随時受け付けます。(年度内の再入会・転校を含む。) ※就労証明書は、受付開始日の1か月前以降に発行されたものが有効です。 (例:6月1日入会希望の場合、受付開始日4月1日、就労証明書の有効期間3月1日以降に発行されたものが有効)
申請方法	1ページの■令和8年度4月入会一斉受付について「申請方法」をご覧ください。
受付締切日	月の前半(1日～15日)からの入会を希望する方 ⇒前月15日まで 月の後半(16日～末日)からの入会を希望する方⇒前月末日まで (締切日が日曜・祝日・休日の場合は、その直前の学童クラブ実施日まで)
決定通知	受付締切日から2週間以内に発送します。随時入会説明を行います。

■新BOP学童クラブ入会オンライン申請について

オンライン申請を希望される方は、右の二次元コードから申請してください。



【注意事項】

- 新規入会の方についても、遠方在住等、入会申請書類の持参が困難である特別な事情がある方はオンライン申請が可能です(申請フォームで特別な事情を入力ください)。
- 食物アレルギーがあり、おやつ提供に際し配慮が必要な児童や、心身の成長や発達などにより個別的配慮が必要となる児童については、児童の状態について聞き取りを行うため、継続利用(再入会)の方であっても、紙様式の申請書類を持参していただく必要があります。

■入会対象児童

世田谷区在住または世田谷区立小学校在籍の小学校1～3年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。

■入会要件

保護者がそれぞれ、以下の(1)～(4)いずれかの要件を満たすことが必要です。

- (1)就労が、日曜日を除き、勤務の終了時間が午後3時以降(午後3時に終わる就労は該当します)の日が週に3日以上あり、かつ一週間の就労時間が日中20時間以上であること。
 - ※ 就労時間には、休憩時間を含みますが、通勤時間等の移動時間は含みません。
 - ※ 産前産後休業中は対象になりますが、求職中、育児休業中は対象になりません。
 - (令和8年10月1日から、すでに入会している児童の保護者が育児休業を取得する場合、継続して学童クラブをご利用いただくことが可能となりました。詳しくは、児童課までご相談ください。)
 - また、令和8年度中(令和8年4月1日～令和9年3月31日まで)に、育児休業の取得を理由に退会された世帯につきましては、令和9年3月31日までの間に限り、再入会が可能です。再入会を希望する場合、必ず事前に児童課までご相談ください。
 - なお、育休復帰予定の方は、就労証明書に復帰予定日の記載があれば申請可能です。
 - ※ 夜間就労を含むフルタイム就労の場合は、児童課にご相談ください。
- (2)就学・看護等により、保護者が自宅にいない場合。(不在となる時間は、(1)に準じる)
- (3)入院・疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。
 - (居宅内療養の疾病は、常時病臥か、精神性又は感染症の疾病が対象となります。)
- (4)その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

■申請書類

就労証明書は、新 BOP 学童クラブ所定の様式または国が定める標準的な様式のみ、申立書は新 BOP 学童クラブ所定の様式のみ受け付けます。

- (1)新BOP学童クラブ入会申請書(児童1人につき、以下(2)を添えて1枚提出)
- (2)就労等の状況を証明する書類(保護者それぞれの書類をすべて揃えて提出。コピー可)

入会要件	必要書類
就労	就労(予定)証明書 *勤務先で証明(自営や個人事業主の方はご自身で証明) (証明日は、4月一斉受付時は10月1日以降、それ以外は受付開始日の1か月前以降のもの) ※就労時間等が不規則で就労証明書への記載が難しい場合、別途スケジュール表(3か月分。申請月の前月から翌月まで)をご提出ください。
就学または技能訓練中	① 申立書 ②学生証または在学(入学予定)証明書(コピー可) ③ 時間割(コピー可。4月入会時、新年度のものも追加提出が必要)
看護等 (在宅看護は不可)	① 申立書 ②看護対象者の診断書等(コピー可)③スケジュール表(3か月分申請月の前月から翌月まで)
入院・疾病・障害	① 申立書 ②診断書等(概ね3か月以内のもの。コピー可)③入院計画書

※入会要件の確認のため、追加書類の提出を依頼することがあります。

■利用料の減免制度

(1)全額免除

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯(給食費のみ免除の場合を除く)又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯は、別途申請により利用料が全額免除になります。

5月上旬に免除のご案内を学童クラブから利用登録されている全世帯に配付します。該当する方は学童クラブに『利用料減免申請書』を提出してください。年度ごとの免除申請が必要ですので、令和7年度に免除が承認された方も、必ず申請してください。(前年度分の申請はできません。)

(2)一部減額

児童の「病気」・「負傷」等により新BOP(BOPおよび学童クラブ)を利用することが困難で、月の前半(1日～15日)または後半(16日～末日)にわたって学童クラブを欠席する場合、それぞれの期間について2,500円が減額されます。該当する方は、事前に『利用料減免申請書』を学童クラブへご提出ください。

■配慮を要する児童の入会

「配慮を要する児童」とは、学童クラブでの育成にあたり、心身の成長・発達等による、個別的配慮が必要な児童です。

学童クラブでは、配慮を要する児童の入会希望があった場合、児童の安全確保及び対応が可能かを検討し、入会を受け付けています。

(1)入会対象

学童クラブの入会要件を満たす小学校1～6年生の児童。

(2)区立小の支援学級在籍の児童

原則、在籍(入学予定)校の学童クラブへの入会となります。ご家庭の事情により、在籍校以外の学童クラブの利用を希望される場合は、事前に児童課までご相談ください。

(3)児童票の提出

児童の状況について、学童クラブでの育成にあたり、配慮等の必要な情報を記入いただくものです。用紙を学童クラブでお受け取りになり、入会申請時に提出してください。

(4)入会面談

新1年生および初めて入会申請する配慮を要する児童については、新BOP職員が保護者の方と児童同席の入会面談を行い、児童の状況についてお聞きします。

(5)その他

保護者の方の同意を得た上で、保育園や幼稚園、療育機関等から児童の療育の様子や育成上の留意点について聞き取りを行う場合があります。

■その他、入会申請について

(1)指定校変更を希望している方、就学相談をしている方は

指定校変更:希望している小学校の学童クラブに申請してください。

就学相談:希望している(就学の可能性が高い)小学校の学童クラブに申請してください。

就学が決定した小学校と入会申請書を提出した学童クラブが異なる場合、入会申請書を提出した学童クラブにご連絡ください。変更の手続き(書類提出)が必要になります。

※就学する小学校が決定してから入会申請をすると4月入会ができない可能性があります。

必ず一斉受付期間中に入会申請をしてください。

(2)私立小学校等に通学予定の方は

通学区域の小学校の学童クラブに入会申請をしてください。区域外の学童クラブを希望する方は、事前に児童課にご相談ください。なお、区域外の学童クラブで決定後、原則、他の学童クラブへの変更はできません。

(3)世田谷区へ転入予定の方、区内で転居予定の方は

入会希望日時点(4月1日時点)での就学予定校の学童クラブへ入会申請をしてください。

転入予定の方	世田谷区での住所が確定してから申請してください。
転居先住所が確定している方	転居先の通学区域の学童クラブへ申請してください。
転居先住所が確定していない方	一斉受付期間時点の通学区域の学童クラブへ申請してください。転居先住所が確定し、学童クラブが変更になる場合は、『入会希望変更申請書』を提出してください。

※新居の契約等が済み、新住所が確定していれば申請できます(住民登録の手続き前でも可)。

※建築中で番地が決まっている方は、就学予定校の学童クラブに申請してください(転居先住所欄には番地まで記入)。住所が号数まで確定したら、学童クラブに住所の『変更届』を提出してください。(変更届を提出するまでは、入会が承認されませんので、ご注意ください。)

■学童クラブの運営内容(概要)

以下は、令和7年9月時点の内容です。今後、制度の変更等により、変わる場合があります。

(1)実施日と時間

実施日	通年実施(日曜・祝日・休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)	
時間	放課後 ～ 18:15	・保護者の方が指定した時間に帰宅します。 ・別途申請に基づき、19:00まで延長利用が可能です(平日のみ。詳細は11～12ページ参照)
	学校休業日は、 8:15 ～ 18:15	

(2)利用料 月額 5,000円(おやつ代含む。)

- ・月の後半(16日～末日)に入会した場合や、月の前半(1日～15日)で退会した場合は、その月の利用料が2,500円になります。
- ・出席日数に関わらず、入会している月は利用料がかかります。支払方法は口座振替です。
- ・『Web 口座振替受付サービスのご案内』を入会承認通知書と一緒に郵送します。
- ・未納がある場合は、入会や利用についてご相談をさせていただくことがあります。

また、滞納が続いた場合は法令に基づき、差押等の滞納処分を行う場合があります。

(3)お弁当 給食がない日はお弁当を持参させてください。

(4)おやつ 月曜日～金曜日に提供します。土曜日のおやつは持参させてください。

※食物アレルギーがあり、おやつ提供に際し配慮が必要な場合は、『食物アレルギーに関する調査票』を提出してください。

(5)ご家庭との連絡

① 登退所管理システム

児童の出欠や退所予定時間等の情報管理を登退所管理システムにて行います。また、入退室時間の連絡および緊急時等に保護者へメール送信を行います。

② 家庭状況・就労状況の変更の連絡

住所・電話番号(携帯電話を含む)・勤務先・家族状況等に変更があった場合は、速やかに『変更届』を提出してください。(勤務先・勤務状況変更の場合は、新しい『就労証明書』を添付)

③ 退会の連絡

利用の必要がなくなる場合や、入会要件を満たさなくなる場合は、事前に『退会届』を提出してください。『退会届』の提出がないと、学童クラブの利用がなくても、利用料がかかります。(年度内の再入会には、再度入会申請が必要です)

なお、理由なく長期にわたり欠席が続いた、保護者が虚偽の入会申請を行っていた、入会要件に該当しなくなった、等の場合には、入会を取り消すことがあります。

④ 緊急時の対応

育成中に災害や緊急事態が発生した場合や、病気・事故が生じた場合は、状況によって保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

■学童クラブ Q & A

Q. 育児休業から4月に復帰予定です。弟妹の保育園が決まってから申請すればいいですか。

A. 一斉受付期間後に申請すると4月からの入会ができない可能性があります。まずは期間中に入会申請をしてください。(入会申請書裏面に「育児休業から4月〇日に職場復帰予定」と予定月だけ記入し、就労証明書を添えて学童クラブに提出します。)

保育園が決まり、育休復帰日も決まりましたら、復帰予定日が明記された就労証明書を再度提出してください。入会審査が再開されます。育休復帰日以降が入会日となります。

Q. 学童クラブの定員はありますか。

A. すべての学童クラブは、原則として定員を設けていません。入会要件(2ページ)を満たす方は入会いただけます。

Q. 子どもの帰宅時は、保護者のお迎えが必要ですか。

A. 学童クラブは小学校内にあるため、自力での通学(通所)が基本になります。
ただし、新1年生の入会当初や、悪天候等によりお迎えをお願いすることもあります。
お迎えについては各学童クラブの説明会でご案内します。
また、時間延長利用時は必ずお迎えをお願いしています。

Q. 学童クラブの見学はできますか。

A. 見学は随時可能です。事前に各新BOP(8ページ)にお問い合わせください。

Q. 入会説明会はいつ実施しますか。

A. 入会が決定した方を対象に、3月に各学童クラブで説明会を行います。
説明会の日程は学童クラブにより異なりますので、決定通知をご覧ください。
説明会では、学童クラブの利用や、入会前の準備等についてご案内します。
(決定通知発送が2月末日以外の方には、別途、説明を行います。)

Q. 学童クラブでは、放課後から帰宅まで、どのように過ごしますか。

A. 学童クラブは、子どもたちの主体性を大切に、楽しく自由に遊び、やりたいことを実現する活動等の時間です。以下は、ある新BOPでの1日です(放課後)。※各学童クラブにより異なります。

授業終了	ランドセルを持って新BOP室へ。登退所管理システムにより帰宅時間を確認します。 (出席予定の児童が来ない場合は保護者に連絡します。)
15:00	おやつ部屋に集合。おやつ時間です。
16:45	お片付けタイム
17:00	BOP児童が帰宅します。学童児童は室内で静かな遊び、読書などの時間です。
18:15	学童クラブ終了。同じ方向のお友達と一緒に帰ります。 (帰り道が不安な場合は、必要に応じてお迎えをお願いします。)

Q. 保護者が緊急入院してしまいました。すぐに学童クラブを利用できますか。

緊急受入は、ご家庭で育成している保護者(同居の祖父母を含む)が、以下に該当する場合が対象です。

- 1、傷病のため入院するとき。
- 2、入院する親族の看護にあたる時。
- 3、災害復旧活動に従事するとき。
- 4、死亡、行方不明等で不存在の時。
- 5、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童の保護・育成が必要であると認められるとき。
- 6、前5号に掲げるもののほか、児童の保護・育成が必要であると区長が特に認めるとき。

※就労が決まった、引越しが決まった、などの場合は、対象にはなりません。

A. 緊急の場合は、受付から1週間程度を目安に、入会審査と受け入れを行います。

●新BOPのご案内

新BOPとは……

子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子どもの健全な育成を図るには、子育て家庭への支援とともに、子どもの居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があります。そこで、世田谷区では「BOP」と「学童クラブ」を統合した「新BOP事業」を実施しています。

BOPとは……（ポップ＝Base Of Playing:遊びの基地）

小学校の施設などを活用して、子どもたちに安全・安心な遊び場を提供し、異なる年齢の子どもたちが共に遊ぶ中で、創造性・自主性・社会性を培い、健全育成を図ります。

学童クラブとは……

保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、育成を支援することを目的に運営しています。

機能 内容	新 B O P	
	学童クラブ	BOP(放課後子供教室)
対 象	区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。	通学している区立小学校の1～6年生
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き通年実施 ※新1年生の参加は、学童クラブは4月1日から、BOPは概ね5月の連休明けから	
活動場所	区立小学校内	
時 間	放課後～18:15 学校休業日(*)8:15～18:15 保護者が指定した時間に帰宅します。 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) ◇月～金でご利用者がいる日・時間について実施します。 ◇別途延長利用料あり(利用料欄参照) ◇詳細は区のHPをご覧ください。 * 学校休業日＝授業のない土曜日、夏・冬・春休み、開校記念日、運動会などの振替休業日等	放課後～17:00(夏季:3月～9月) 放課後～16:30(冬季:10月～2月) ※学校休業日の開始時間は、各新BOPにお問い合わせください。
申込方法	新規入会の方⇒原則、入会申請書を新BOPへ直接提出 継続利用・再入会の方⇒オンライン申請 または入会申請書を新BOPへ直接提出	スマートフォンなどによる電子申請 ※申込用紙による申込も可
定 員	原則として設けない	
利用料	月額5,000円(おやつ代を含む) ※別途申請による免除制度あり 時間延長利用料:月ぎめ 月額1,000円(新1年生優先) 日ぎめ 日額 200円(月額上限1,000円)	なし
おやつ	あり(土曜日のおやつは持参)	なし
お弁当	学校休業日等、給食がない日はお弁当持参	昼食の時間は原則として帰宅 (1～3年生で特別な事由がある場合は 新BOPにご相談ください)
出欠確認等	登退所管理システムによる出欠確認	児童名簿一覧または利用票の記入による出欠確認 (新1年生の利用開始時は参加カードによる確認)

【問い合わせ先】学童クラブ＝ 子ども・若者部 児 童 課 電話5432-2308

B O P＝ 学 校 教 育 部 地域学校連携課 電話5432-2739

●新BOP一覧(五十音順)

新BOP(BOP・学童クラブ)に関する問合せ等は、以下の連絡先へお願いします。
新BOPの窓口(電話等を含む)は、学校窓口とは別の窓口ですのでご注意ください。

新BOPの見学は随時可能です。ご希望の方は、あらかじめ各新BOPへご連絡ください。

新BOP名	所在地	電話番号
アカツツミ 赤堤小新BOP	赤 堤 1-41-24	03(3323)0283
アサヒ 旭小新BOP	野 沢 1-4-3	03(3424)1538
イケジリ 池尻小新BOP	池 尻 2-4-10	03(3424)4464
イケノウエ 池之上小新BOP	代 沢 2-42-15	03(5433)5050
オクサワ 奥沢小新BOP	奥 沢 3-1-1	03(3727)2618
オヤマダイ 尾山台小新BOP	尾山台 3-11-1	03(3701)9992
カミキタザワ 上北沢小新BOP	上北沢 4-22-29	03(3303)5252
カラスヤマ 烏山小新BOP	給 田 1-2-1	03(3300)6195
カラスヤマキタ 烏山北小新BOP	北烏山 6-3-1	03(3308)1634
キタミ 喜多見小新BOP	喜多見 3-11-1	03(3416)8246
キヌタ 砧小新BOP	喜多見 6-9-1	03(3417)6949
キヌタミナミ 砧南小新BOP	鎌 田 4-3-1	03(3417)3789
キボウガオカ 希望丘小新BOP	船 橋 4-9-1	03(3484)7677
キウデン 給田小新BOP	給 田 4-24-1	03(3308)0999
キョウサイ 京西小新BOP	用 賀 4-27-4	03(3700)6837
キョウドウ 経堂小新BOP	桜上水 1-23-3	03(3420)1788
クホンブツ 九品仏小新BOP	奥 沢 8-12-1	03(3703)6012
コマザワ 駒沢小新BOP	駒 沢 2-10-6	03(3424)9993
コマツナギ 駒繫小新BOP	下 馬 1-42-12	03(5481)0567
サクラ 桜小新BOP	世田谷 2-4-15	03(3420)5413
サクラガオカ 桜丘小新BOP	桜 丘 1-19-17	03(5477)4548
サクラマチ 桜町小新BOP	用 賀 1-5-1	03(3703)9199
ササハラ 笹原小新BOP	桜 丘 5-19-1	03(3439)0642
サンゲンチャヤ 三軒茶屋小新BOP	三軒茶屋2-42-1	03(3421)2465
シモキタザワ 下北沢小新BOP	大 原1-4-6	03(3468)3127
シロヤマ 城山小新BOP	梅 丘 2-1-11	03(5426)3201
セタ 瀬田小新BOP	【令和8年3月7日以前】 瀬 田 2-17-1 【令和8年3月9日以降】 瀬 田 2-15-1	03(3700)8564
セタガヤ 世田谷小新BOP	宮 坂 1-38-4	03(3420)7260
ソシガヤ 祖師谷小新BOP	祖師谷 3-49-1	03(3482)2971
ダイザワ 代沢小新BOP	代 沢 5-1-10	03(3413)1412

新BOP名	所在地	電話番号
タイシドウ 太子堂小新BOP	太子堂 5-7-4	03(3413)2089
ダイタ 代田小新BOP	代 田 4-2-3	03(3323)3764
タマガワ 玉川小新BOP	中 町 2-29-1	03(3702)6337
タマツツミ 玉堤小新BOP	玉 堤 2-11-1	03(3701)3424
タモン 多聞小新BOP	三 宿 2-26-11	03(3413)1722
チトセ 千歳小新BOP	成 城 9- 6-1	03(3789)3141
チトセダイ 千歳台小新BOP	千歳台 4-24-1	03(3482)0400
ツカド 塚戸小新BOP	千歳台 6-7-1	03(3300)5215
ツルマキ 弦巻小新BOP	弦 巻 1-9-18	03(3428)0276
トドロキ 等々力小新BOP	等々力 7-26-1	03(3702)3474
ナカザト 中里小新BOP	三軒茶屋 1-4-1	03(3422)2220
ナカマチ 中町小新BOP	中 町 4-23-1	03(5706)6421
ナカマル 中丸小新BOP	野 沢 3-33-12	03(3424)3022
ハチマンヤマ 八幡山小新BOP	八幡山 1-14-1	03(3304)8396
ヒガシタマガワ 東玉川小新BOP	奥 沢 1-1-1	03(3720)6336
ヒガシフカサワ 東深沢小新BOP	深 沢 3-7-1	03(3703)9777
フカサワ 深沢小新BOP	新 町 1-4-24	03(3428)1523
フタコタマガワ 二子玉川小新BOP	玉 川 4-6-1	03(3700)7477
フナバシ 船橋小新BOP	船 橋 4-41-1	03(3482)2578
マツガオカ 松丘小新BOP	弦巻 3-16-10及び 弦巻 3-23-12	03(3429)3978
マツザワ 松沢小新BOP	赤 堤 4-44-22	03(3323)1676
マツバラ 松原小新BOP	松 原 5-43-26	03(5300)2411
ミシュク 三宿小新BOP	三 宿 1-12-6	03(3411)8121
ムサシガオカ 武蔵丘小新BOP	北烏山 1-47-11	03(3300)5059
メイセイ 明正小新BOP	成 城 3-3-1	03(3417)9412
ヤハタ 八幡小新BOP	玉川田園調布2-17-15	03(3721)8905
ヤマザキ 山崎小新BOP	梅 丘 3-9-1	03(3420)0266
ヤマノ 山野小新BOP	砧 6-7-1	03(3417)6101
ヨウガ 用賀小新BOP	上用賀 6-14-1	03(3428)0354
ロカ 芦花小新BOP	粕 谷 2-22-1	03(3302)5360
ワカバヤシ 若林小新BOP	若 林 5-27-18	03(3413)1925



民設民設放課後児童クラブについて

日頃より世田谷区の学童クラブ事業にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

当区は、新BOP学童クラブの登録児童数の急増、大規模化が大きな課題となっていることを受け、各小学校内の新BOP学童クラブをこれまでどおり運営していくことに加え、学校外に区が規定する施設・人員等の基準に沿って、区の補助を受けて運営する民設民営放課後児童クラブを開所しております。

令和8年4月1日時点で、区内13施設で運営する予定です。今後も大規模化している新BOP学童クラブの周辺で整備を進めてまいります。各施設には定員があり、優先的に入会することができる小学校(優先受入校)を設定しています。詳細につきましては、区のホームページでご確認ください。

優先受入校	所在地	定員	施設名
山野小学校	世田谷区砧二丁目16番1号	80人	にじいろ砧学童クラブ
芦花小学校	世田谷区粕谷二丁目3番	80人	ベネッセ学童クラブ芦花公園
松丘小学校 桜町小学校	世田谷区桜新町二丁目12番4号	40人	ベネッセ学童クラブ桜新町
東深沢小学校	世田谷区深沢五丁目16番17号 (令和10年度以降、世田谷区深沢五丁目11番5号に移転予定)	80人	深沢わこう学童クラブ
経堂小学校	世田谷区経堂二丁目4番6号	80人	キッズクラブ経堂
旭小学校	世田谷区下馬四丁目1番8号 (世田谷はっと保育園内)	13人	世田谷はっと保育園放課後児童クラブ
砧南小学校	世田谷区鎌田四丁目12番17号 (鎌田のびやか園内)	12人	のびやかキッズクラブ
砧南小学校	世田谷区岡本二丁目33番22号 (RISSHO KID'S きらり岡本内)	14人	KIRARI あそびクラブ
桜丘小学校	世田谷区桜丘二丁目1番8号 (さくらのその保育園内)	19人	学童クラブさくらっこ
桜丘小学校	世田谷区船橋一丁目10番3号 ちとふなサバンクビル1階～2階	60人	ベネッセ学童クラブ千歳船橋
弦巻小学校	世田谷区上馬五丁目21番11号 明治安田生命ビル4階	80人	みんぶれ上馬
塚戸小学校	世田谷区上祖師谷三丁目19番23号	80人	めぶきヶ丘 上祖師谷 ※令和8年4月開所予定
松丘小学校	世田谷区弦巻五丁目10番22号 (世田谷いちい保育園北ウイング内)	12人	世田谷いちい学童クラブ ※令和8年4月開所予定

民設民営放課後児童クラブの情報については、区のホームページで随時ご案内してまいりますので、以下のURLまたは二次元コードからご確認ください。

なお、裏面に新BOP学童クラブと民設民営放課後児童クラブの比較表を掲載しておりますので、参考にご覧いただければ幸いです。

【担当】世田谷区子ども・若者部児童課 電話03-5432-2493



機能 内容	新BOP学童クラブ	民設民営放課後児童クラブ
目的	保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、成育支援を行い、健全な遊びや安全な生活の場を提供しています。一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促します。	
対 象	区内在住または区立小学校在籍の小学校 1～3 年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。 ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は 6 年生まで。 ※認可保育所内で民設民営放課後児童クラブを運営している施設においては、小学校 1 年生が対象となります。	
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除き通年実施	
運 営	世田谷区	各民間事業者(区から補助を受けて運営)
活動場所	全区立小学校内	学校敷地外にある施設
時 間	放課後～18:15、学校休業日は 8:15～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) 月～金でご利用者がいる日・時間について実施	放課後～18:15、学校休業日は 8:00～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) ※19:00 以降の預かりは施設によって異なります。
申込方法	新規入会の方⇒原則、入会申請書を新 BOP へ直接提出 継続利用・再入会の方⇒オンライン申請 または入会申請書を新 BOP へ直接提出	入会にかかる書類(施設による)を事業者へ提出。 審査のうえ決定(申請時期:9月以降)
定 員	原則として設けない	定員あり(人数は施設による)
利用料	月額 5,000 円(おやつ代を含む) ※延長利用料:月ぎめ 月額 1,000 円(新1年生優先) 日ぎめ 日額 200 円(月額上限 1,000 円)	月額 5,000 円(おやつ代を含む) ※19:00 までの預かり(延長)は、月額上限 1,000 円 ※19:00 以降の預かりは施設によって異なります。
おやつ	あり(土曜日のおやつは持参)	あり(土曜日の取り扱いは施設ごと)

※新BOPとは、区立小学校内(61ヶ所)で学校施設や校庭等を活用した「学童クラブ」と「放課後の遊び場(BOP=Base Of Playing)」を併せた事業です。

新BOP学童クラブと民設民営放課後児童クラブの併用はできませんが、BOPと民設民営放課後児童クラブの併用はできます。

令和8年度 新BOP学童クラブ 実施時間延長事業のご案内

新BOP学童クラブでは、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、支援が必要なご家庭が必要な時に利用できるようセーフティネットの役割を果たすために、19時までの時間延長事業を実施しています。

延長利用を希望する方は、必ず下記の案内をお読みいただいたうえで、必要な手続きを行ってください。

受付期間 ※申請内容等を確認しますので、時間に余裕を持ってお越しください。	令和7年12月4日(木)～11日(木)〔7日(日)を除く〕 9:35～18:00 (各新 BOP 窓口) ☆通常の学童クラブの入会と一緒にご申請ください。 ☆「月ぎめ利用」は、必ず上記受付期間内に申請してください。 ☆「日ぎめ利用」は、受付開始日以降であれば、随時申請が可能ですが、上記受付期間内の申請にご協力をお願いいたします。 ※通常の入会申請と同様に、年度ごとの申請が必要です。 ※やむを得ず、一斉受付期間内に申請できなかった場合は、受付期間以降も随時申請は受け付けますが、<u>4月中に延長利用ができないことがあります。</u> ※一斉受付期間後は、受付を行う職員が不在にしている場合があるため、あらかじめ学童クラブに電話でご確認の上、申請してください。
決定通知	「月ぎめ利用」「日ぎめ利用」ともに、受付期間内に申請された方には、審査・選考後、児童課から選考結果をご自宅に郵送します。

延長利用の概要については裏面をご確認ください。



■制度概要

延長利用には2つの利用方法があります。希望の形態で申請してください。

利用種別	月ぎめ利用 (毎月12日以上利用がある)	日ぎめ利用 (1日ごとに利用する)
延長利用 時間帯	いずれも、18:16～19:00 ※新BOP学童クラブ運営日の「月～金」のみの実施(土曜日は実施しません)	
実施内容	毎月12日以上、時間延長が必要なご家庭の児童を対象とします。	急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わるご家庭の児童を対象とします。
定員	40名	「40名」－「月ぎめ利用の登録人数」 ＝日ぎめ利用可能人数 例:定員40名－月ぎめ登録15名＝日ぎめ利用可能25名
対象児童	学童クラブに入会する小学校1年生 ※1年生を優先とします。但し、申込み状況により2年生以上も対象になるため、ご相談ください。	学童クラブに入会する(している)児童
退所方法	必ずお迎え	
利用料金	月額1,000円	日額200円(月額上限1,000円)
登録方法	登録書類の事前提出(登録期限有)	登録書類の事前提出
利用方法	登退所管理システムへ利用日時等を入力	1. 利用日ごとに電話予約(先着順) 2. 登退所管理システムへ利用日時等を入力

【注意事項】

※4月は状況変化が著しい時期であるため、お子さまの体調等の状況を最優先に考えた利用をお考えください。

※ご利用者がいる日・時間のみ時間延長を実施します。ご利用者がいない場合は実施しておりません。

※延長利用可能時間帯は原則、問い合わせ対応や申請書類等の受け取りは行っておりませんので、学童クラブへの問い合わせや申請書等のご提出は18時までお願いいたします。

延長利用の詳細については右の二次元コードから区 HP をご確認ください。

